

聴聞官及び意見聴取官に関する規程

平成6年12月2日

福岡県警察本部訓令第30号

聴聞官に関する規程を次のように定める。

聴聞官及び意見聴取官に関する規程

聴聞官に関する規程（昭和46年福岡県警察本部訓令第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第3条及び福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年福岡県公安委員会規則第5号）第3条に規定する聴聞の主宰者、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）第3条及び第4条第2項、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号）第2条に規定する意見の聴取の主宰者並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号）第3条第1項に規定する意見聴取官について必要な事項を定めるものとする。

（聴聞官及び意見聴取官）

第2条 聴聞及び意見の聴取の主宰者として指名される警察職員（以下「聴聞官」という。）は、別表第1に掲げる者及び聴聞官として任命された会計年度任用職員（以下「非常勤聴聞官」という。）とする。

2 意見聴取官は、別表第2に掲げる者とする。

（任務等）

第3条 聴聞又は意見の聴取の主宰者として指名された聴聞官は、行政手続法その他の法令の規定による聴聞及び意見の聴取を主宰する。

2 意見聴取官は、公安委員会から求められた場合は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第5条第1項（同法第15条の2第8項及び第9項並びに第30条の8第4項及び第5項において準用する場合を含む。）に規定する意見聴取に陪席して主宰者を補佐し、又は同法第34条第1項若しくは第35条第3項若しくは第4項に規定する意見聴取のうち、当該意見聴取に係る命令をしようとする理由若しくは仮の命令をした理由について重大な争点が認められない事案について意見聴取を主宰することができる。

3 聴聞官及び意見聴取官は、聴聞、意見の聴取又は意見聴取の結果が処分を受ける者の権利に重大な影響を及ぼすことに留意して、関係者の意見陳述を十分に聴取し、聴聞、意見の聴取又は意見聴取の経過を行政庁に正確に反映させなければならない。

(主席聴聞官)

第4条 主席聴聞官は、非常勤聴聞官のうちから任命する。

2 主席聴聞官は、非常勤聴聞官に関する業務を総括する。

(勤務場所等)

第5条 非常勤聴聞官の勤務場所等については、聴聞及び意見の聴取の事務を所掌する所属長の申出に基づき、総務部長が定める。

附 則

この訓令は、平成6年12月7日から施行する。

附 則 (平成8年3月28日福岡県警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月9日福岡県警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成9年4月9日から施行する。

附 則 (平成10年8月20日福岡県警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成10年8月20日から施行する。

附 則 (平成12年11月16日福岡県警察本部訓令第34号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年11月22日福岡県警察本部訓令第36号)

この訓令は、平成12年11月24日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日福岡県警察本部訓令第12号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月27日福岡県警察本部訓令第17号)

この訓令は、平成18年4月27日から施行する。

附 則 (平成19年12月6日福岡県警察本部訓令第34号)

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日福岡県警察本部訓令第18号)

この訓令は、平成21年3月31日から施行する。

附 則 (平成21年12月10日福岡県警察本部訓令第36号)

この訓令は、平成21年12月10日から施行する。

附 則（平成21年12月25日福岡県警察本部訓令第40号）

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日福岡県警察本部訓令第8号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令中第3条、第10条、第12条及び第14条の規定は平成22年3月25日から、その他の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月15日福岡県警察本部訓令第16号）抄

この訓令は、平成22年9月15日から施行する。

附 則（平成23年3月3日福岡県警察本部訓令第4号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成23年3月3日から施行する。ただし、第3条中福岡県警察公文書管理規程別表第1の改正規定並びに第4条、第5条、第8条、第12条及び第13条の規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月28日福岡県警察本部訓令第3号）抄

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月26日福岡県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成24年10月30日から施行する。

附 則（平成26年2月28日福岡県警察本部訓令第2号）抄

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月14日福岡県警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日福岡県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月12日福岡県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成29年6月14日から施行する。

附 則（平成31年3月5日福岡県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成31年3月8日から施行する。ただし、第1条（別表第1の改正規定に限る。）、第4条、第5条、第8条及び第9条の規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日福岡県警察本部訓令第12号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日福岡県警察本部訓令第5号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条（別表第1の1の表中交通部の部の改正規定に限る。）及び第41条の規定は、同年3月7日から施行する。

別表第1（第2条関係）

聴聞官

職名
被害者支援・相談課長
被害者支援・相談課次席
会計課長
会計課管理官（調度）
教養課長
教養課次席
生活安全総務課長
生活安全総務課統括管理官
人身安全対策課長
人身安全対策課次席
人身安全対策課管理官（支援）
生活保安課長
生活保安課許可等事務担当室長
組織犯罪対策課長
組織犯罪対策課管理官
組織犯罪対策課保護対策室長
交通企画課長
交通企画課管理官（安全）
交通規制課長
交通規制課次席
交通指導課長
交通指導課次席
交通指導課管理官（駐車）
運転免許試験課長
運転免許試験課次席

運転免許管理課長

運転免許管理課次席

別表第2（第2条関係）

意見聴取官

職名
組織犯罪対策課長
組織犯罪対策課管理官
組織犯罪対策課保護対策室長
暴力団犯罪捜査課長
暴力団犯罪捜査課次席
暴力団犯罪捜査課管理官
北九州地区暴力団犯罪捜査課長
北九州地区暴力団犯罪捜査課次席
北九州地区暴力団犯罪捜査課管理官